

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年8月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：アフリカ地域（広域）思春期リプロダクティブ・ヘルスに係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：アフリカ地域（広域）思春期リプロダクティブ・ヘルスに
係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：26a00572

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 8 月 19 日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域（広域）思春期リプロダクティブ・ヘルスに係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2026年10月から2027年2月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部保健第一グループ保健第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年8月25日まで
2	入札説明書に対する質問	2026年8月26日 12時まで
3	質問への回答	2026年8月31日まで
4	入札書（電子入札システムへ送	2026年9月4日 12時まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

	信)、別見積書・技術提案書の提出日	
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026年9月17日 14時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に

示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C %E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/YnDEDFA89P>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け
国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください
(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用していきます。

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順
 - 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
 - 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）

には、再入札を実施します。詳細は下記（３）のとおりです。

３）入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。^２

（３）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は２回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（４）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（５）入札会の終了

３回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

１０．落札者の決定方法

（１）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

（２）技術評価の方法

「第３章 技術提案書作成要領」の別紙２「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

^２ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

＊最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$（総合評価点）＝（技術評価点）× 0.7 + （価格評価点）× 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2人以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

(1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。

- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

12. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙1の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

サブサハラ・アフリカでは、若年人口の急増の中で、若年妊娠、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）/性感染症（STIs）、ジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence。以下「GBV」という。）、学校中退、学校外若者への教育サービス未到達などの 이슈が重なっており、JICAの性と生殖に関する健康と権利（Sexual and Reproductive Health and Rights。以下「SRHR」という。）関連調査でも、特に10代へのアドボカシーと介入強化の必要性が指摘されている。例えば、タンザニアでは、7～17歳の350万人が学校に通えておらず、学校に通えていた16～17歳の青年も30%以上の学生が学校から離れてしまううえ、学校保健政策や思春期健康戦略は存在するものの、実施面では予算・調整・能力不足が課題である。ウガンダでは、15～19歳女子の25%が妊娠又は出産経験を有し、学校在籍中の女子の妊娠経験と中退が深刻である一方、包括的性教育（Comprehensive Sexuality Education。以下「CSE」という。）は政治・宗教的対立の影響を受けて制度化途上にある。ガーナでは、学校保健教育プログラムや若者向け保健政策が比較的整備されているが、2019年に制定されたCSEガイドラインは社会的反発で実施停止となっているほか、5～17歳人口の最大で28%が児童労働に従事するとの推計もあり、児童労働が教育アクセス格差に与える影響も見られる。

かかる状況に対しSRHR分野では国連人口基金（UNFPA）、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）、国際家族計画連盟（IPPF）等が政策形成、性教育、若者向け情報提供、権利擁護を牽引している。タンザニアでは、UNFPA・国連児童基金（UNICEF）等が若者向けSRH、HIV予防、ライフスキル教育、学校保健への支援を進めているが、予算不足、部門間調整不足、脆弱層への不十分な配慮も指摘されている。ウガンダでは、UNICEFが児童婚・若年妊娠対策、WHO/UNESCO等が学校保健・性教育の制度形成に関与している。ガーナでは、UNFPA・UNICEF・WHO等が若者向け保健政策、CSEガイドライン整備を支援してきたものの、2019年CSE導入が社会的反発で停止し、実施可能な範囲が「reproductive health education」や教科内統合等に留まる可能性も懸念される。

政策・教材・啓発は他ドナーによる支援が先行している一方、学校外若者、PHC、紹

介体制、若年妊婦・若年母の継続ケアを横断的に比較し、JICA が強みとする制度・サービス改善につなげる分析は相対的に少ない。

このような背景を踏まえ、本調査ではアフリカ地域における若年妊娠及び思春期 SRHR 課題に対し、JICA の母子保健・保健システム強化アセットを活用した具体的支援モデルの形成可能性に関する基礎情報の収集・整理を行うことで、今後の支援方針及び具体的な協力内容の検討に繋げるものである。特に、上記 3 か国における学校・地域・Primary Health Care (PHC) をまたぐ思春期の性と生殖に関する健康 (Adolescent Sexual and Reproductive Health。以下「ASRH」という。) サービスの現状、学校外若者や難民等の脆弱層へのサービスの到達状況、制度・政策の実施面での課題、他ドナーの支援状況等を把握・分析し、JICA が実施する母子保健事業での具体的な支援の方法について検討する。

第 2 条 調査の目的と範囲

(1) 目的と方針

本調査は、アフリカにおける思春期リプロダクティブ・ヘルス課題の解決に向け、特に以下の観点から、今後の JICA の技術協力案件の形成・実施を検討するために必要となる情報収集と分析を目的とする。

1. アフリカ地域における ASRH の現状とボトルネックを、健康指標のみならず、教育・社会規範・制度運用まで含めて把握する。若年妊娠は、保健課題であると同時に、就学継続、家族・地域コミュニティの規範、意思決定権、ジェンダー不平等、情報・サービスへのアクセスの問題でもあるため、構造的に捉える必要がある。
2. JICA の同分野における強み・弱みの整理と分析を踏まえた支援可能性の明確化、及び過去に実施した支援とは異なるアプローチを含む今後の案件形成に資する具体的な支援オプションを提示する。その際、JICA グローバルアジェンダ (JGA)、クラスター戦略内での位置づけを提言するとともに、他ドナーの支援実績や今後の動向を踏まえ、JICA の強みが発揮し得る領域やアプローチを見極める。

(2) 調査対象地域・国

一次調査はサブサハラ・アフリカ地域における JICA の母子保健分野の協力対象国 (※) を対象とし、机上調査により、地域全般の動向 (概略) として、母子保健にかかわる現状や課題、ASRH にかかるニーズ、若年妊娠問題の深刻度、制度環境、JICA 既存アセットの有無、ドナー構造を調査する。そのうえで、二次調査では今後の JICA 支援の可能性を考慮し、現地調査対象国をウガンダ、ガーナ、タンザニアに設定し、JICA の

強みを活かした支援の可能性を検討するための現地調査を実施する。なお、エボラウイルス病等の感染症蔓延状況により、現地対象国の変更が生じ得る。

(※) 協力対象国：アンゴラ、コートジボワール、シエラレオネ、タンザニア、ブルンジ、モザンビーク、リベリア、ウガンダ、ガーナ、ガボン、エチオピア、ケニア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ナイジェリア、マダガスカル

第3条 調査実施の留意事項

(1) 現地リソースの活用

各国の保健機関や教育機関における情報収集・分析にあたり、現地の情報を効率的・効果的に収集するため、在アフリカ人材等の現地ローカルリソースの活用を検討すること。

(2) 他ドナー機関と比較した際の JICA の立ち位置に留意すること

本案件で調査を実施する分野においては、JICA は他ドナー機関と比較して、過去に実施した案件数や実績が相対的に少ない立場にある。そのため、JICA の優位性が発揮され他ドナーの支援との相乗効果が期待できる内容での案件形成を目指していることに留意すること。

(3) 今後の案件形成アプローチについて

本案件では、将来的に JICA が実施する支援の形成可能性を探る側面があるが、思春期リプロダクティブ・ヘルス分野単独で成立する案件のみではなく、保健省が C/P となる母子保健や、ライフコースアプローチ (LCA) を活用した技術協力案件における思春期リプロダクティブ・ヘルスのアプローチを検討すること。

第4条 調査の内容

(1) 一次調査（机上調査）調査内容

● 対象地域・対象国の基礎情報の整理

アフリカ地域の一次調査対象国について、母子保健指標、母子保健や RH サービスの提供状況、母子保健強化のための優先課題など、母子保健全体像を整理する。その上で若年妊娠、避妊ニーズ、HIV／STI、児童婚、性暴力、学校外若者、難民・脆弱層の状況等、思春期リプロダクティブ・ヘルスに係る基礎情報を収集・整理するとともに、アフリカ地域や世界全体の指標との比較、調査国の位置づけを明確にする。

- **制度・政策・実施体制の整理**

各国の ASRH 政策、学校保健政策、CSE、若者向け保健サービス、保健・教育分野の関係制度を把握し、制度上の位置付けと実施体制を整理する。

- **他ドナー・国際機関等の支援実績の分析及び JICA 既往協力・成果物のレビュー**

UNFPA、UNICEF、WHO、UNESCO、NGO 等による思春期リプロダクティブ・ヘルス分野における支援実績内容、役割分担、成果、課題を分析・整理する。

- **JICA が実施した課題別研修における各国参加者のアクションプランとその実施状況を遠隔ヒアリングにて調査**

現地調査対象 3 か国に限らず、母子保健分野の協力対象国からの過去研修員を対象に、研修時に策定したアクションプランの内容や傾向を整理し、その中でも良好なアクションプランについては帰国後の実施状況、実施上の阻害要因等を分析する。「妊産婦の健康改善」「母子栄養改善」「母子継続ケアと UHC」等の関連コースを対象とし、必要に応じて思春期保健を扱う研修や、アフリカ向け母子保健系研修も含める。およそ過去 5 年程度の開催分を対象とする。現地調査対象国につき、アクションプランとしての良好事例がある場合には現地調査での対象とする。

- **現地調査方針の設定**

上記分析結果を踏まえ、若者が制度からこぼれ落ちる主な接点（①保健サービス、②学校、③コミュニティ）と、現地で優先的に検証すべき論点・ヒアリング先を抽出する。

（２）二次調査（現地調査）調査内容

- **中央政府機関や地方行政における実施状況確認とヒアリング**

保健省、教育省等を対象に、ASRH、学校保健、CSE、若者向け保健サービスに係る政策、実施体制、予算措置、関係機関間の連携、優先課題を確認する。また、地方保健行政及び教育行政を対象に、中央政策の地方展開状況、予算・人材・研修・モニタリング体制、地域差や脆弱層への到達状況を把握する。³

- **保健施設や学校調査**

PHC 施設等において、思春期向け保健サービスの提供状況、相談・避妊・紹介体制、若年妊婦・若年母に対する継続ケア、学校や地域との連携状況を確認する。また、学校においても CSE、学校保健、妊娠した生徒への対応、就学継続支援、教員の対応力の状況を把握する。調査の中で、当事者へのニーズのヒアリングも実施する。

³ 短期間での中央政府・地方行政、学校・保健施設の課題特定のための調査計画や現地ヒアリング方法について、具体的に提案をお願いいたします。

- **地域コミュニティ・NGO 等へのヒアリング**

地域住民組織、若者団体、NGO、JICA 海外協力隊等を対象に、学校外若者、難民、若年母等への情報提供、相談支援、規範形成、スティグマ（偏見や差別意識）低減の取組と課題をヒアリング等を通して確認する。

- **他ドナー機関との役割分担の確認**

UNFPA、UNICEF、WHO、UNESCO 等の他ドナー機関へのヒアリングを通じて、政策支援、教材開発、啓発、サービス支援の現状を確認し、JICA との補完・協働可能性を整理する。⁴

- **制度と実施のギャップの検証**

机上調査で整理した制度・政策と、実際の現場運用との間にあるギャップ（予算不足、人材能力不足、部門間連携の弱さ、社会・宗教的反発等）を具体的に検証する。

- **JICA 支援可能性の整理**

調査結果を踏まえ、どの国で、どのモダリティ（保健施設、学校、コミュニティ）において、JICA の母子継続ケア、母子手帳、地域保健、人材育成、保健システム強化等のアセットを活用した支援可能性が高いかを整理し、案件形成の方向性を検討する。⁵

（３）現地調査

上記調査項目に関連し、現地調査対象国・調査概要を以下のとおり想定している。

１）ウガンダ

２）ガーナ

３）タンザニア

なお、ウガンダについては、母子保健分野の技術協力案件につき、本調査の現地調査と同時期に詳細計画策定調査の実施を予定している。同技術協力案件の協力内容の検討において、本調査の結果を活用するため、現地調査の計画にあたっては、JICA とのスケジュール調整に留意するとともに、詳細計画策定調査団への情報提供や C/P との協議・調整に協力する。

（４）調査をふまえた今後の協力・共創可能性に係る提言取りまとめ

⁴ JICAの強みを活かした支援を提言するにあたり、他ドナーがすでに実施している当該分野の支援事業の調査・整理とそのヒアリング方法を具体的に提案してください。

⁵ 現状の情報収集、整理を踏まえた上で、JICAの強みを活かした支援提案に関する方向性や独自の工夫を具体的に提案してください。

上記調査結果をふまえて、JICA の今後の協力および関係者との共創の可能性について提言に取りまとめる。

なお、報告書案・提言案が出来た段階で、機構内で勉強会を開催する。勉強会には、人間開発部の他、JICA 内関係部署からの参加を予定する（対面とオンラインのハイブリッドを想定し、40-50 名程度の参加者を想定）。本勉強会のための経費見積りは不要。

第5条 報告書等

報告書の提出期限は契約履行期間の末日とする。報告書の内容案は以下のとおりとするが、調査・分析内容に応じて別途協議する。

1. 本調査の概要（背景・経緯・目的）
2. 机上調査内容（対象国における現状分析、他ドナーの支援実績分析、JICA の課題別研修のフォローアップ分等）
3. 現地調査内容（ヒアリング内容業務実施方法、現地制度と実施支援のギャップ等）
4. 今後の JICA の思春期リプロダクティブ・ヘルス分野における支援への提言

・提出方式：和文版、英文版全てのデータをまとめた CD-R（2 枚）及び電子データ（PDF 形式、Word 形式。和文及び英文。）

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	短期間での中央政府・地方行政、学校・保健施設の課題特定のための調査計画と現地ヒアリング方法	第4条(2)
2	他ドナーが実施している当該分野の支援対象事業の調査とそのヒアリング方法	第4条(2)
3	JICAの支援可能性を検討する方向性や独自性について	第4条(2)

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 3.95 人月

(現地渡航回数：延べ4回)

業務従事者構成の検討に当たっては、思春期リプロダクティブ・ヘルスの専門性を持つ従事者を含めること。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／○ 格付の目安(3号))】

1) 対象国及び類似地域：ウガンダ、ガーナ、タンザニア国及びアフリカ地域

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

(ウガンダ)

- SURVEY ON MATERNAL, NEWBORN AND CHILD HEALTH RECORDS IN UGANDA FINAL REPORT
- National guideline on Self-Care Interventions for Sexual and Reproductive health and Rights
- THE NATIONAL ANNUAL FAMILY PLANNING SERVICE UTILIZATION PERFORMANCE REPORT FOR FY 2024/25

(タンザニア)

- タンザニア国母子保健サービスの質向上プロジェクト 業務完了報告書 (第 1 期)

(ガーナ)

- ガーナ国プライマリヘルスケアアドバイザー業務 派遣完了報告書 (第 1 次～第 5 次)

2) 公開資料

- 全世界ジェンダー平等推進のための介入手法に係る情報収集・確認調査 (保健・教育分野) (QCBS) ファイナルレポート
[1000056291.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000056291.pdf)
- アフリカ地域 (広域) ジェンダー及び高齢化課題を見据えたアフリカにおける UHC 達成に係る 情報収集・確認調査 ファイナル・レポート
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000056968.pdf>
- 母子手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト 事業完了報告書 (ガーナ)
[1000052181.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000052181.pdf)
- Factors associated with unintended pregnancies among unmarried adolescents in Eastern Uganda: a cross-sectional study (ウガンダ)
<https://link.springer.com/article/10.1186/s12978-025-02235-3>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（＊語⇔＊語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウガンダ・ガーナ・タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「Ⅰ. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「（１）コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

＊評価対象とする類似業務：思春期リプロダクティブ・ヘルス、母子保健にかかる各種業務

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4－4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A 4 判（縦）、原則として 1 行の文字数を 4 5 字及び 1 ページの行数については 3 5 行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処

理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

■ 本案件は定額計上はありません。

(4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙2：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2